

## G P A制度に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ（以下「本校」という。）の課程におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「G P A」という。）制度による評価について必要な事項を定め、透明性のある成績評価を通じて、教育の質の向上を図ることを目的とする。

### (評価等)

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評語、及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「G P」という。）は、次表のとおりとする。

評 語		G P
S	科目に対する理解及び日常の学習態度が優秀である者	4
A	科目に対する理解及び日常の学習態度が良好である者	3
B	科目に対する理解及び日常の学習態度が普通である者	2
C	科目に対する理解及び日常の学習態度がやや劣る者	1
D	科目に対する理解及び日常の学習態度が劣る者	0

2 前項の規定にかかわらず、学生が履修した授業科目のうち、規定する評価がそぐわない授業科目の評価は、合格「R」か不合格「D」のいずれかの評語により表すものとする。

### (再履修)

第3条 Dと評価された授業科目について、学生が再履修を希望した場合は、当該授業科目の再履修を認めることができる場合がある。この場合において、再履修した際の成績評価の評語及びG Pは、従前の成績評価の評語及びG Pに置き換えるものとする。

### (G P Aの算出)

第4条 G P Aは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$G P A = \frac{\text{【履修科目の単位数} \times \text{ポイント】の合計}}{\text{履修した講義の総単位数}}$$

### (対象授業科目等)

第5条 本校で開講する全ての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

(1) 合否等により判定する授業科目

(2) 学生が他校等で履修した授業科目（本校における履修とみなし単位を与えるものに限る。）

(3) 校長等がGPA算出除外科目として定める授業科目

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。